

一般社団法人 全国クレーン建設業協会 愛知支部 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国クレーン建設業協会（以下「愛知支部」という。）という。

(事務所)

第2条 愛知支部は、事務所を名古屋市熱田区花表町13-1に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 愛知支部は、クレーンによる建設事業の健全かつ総合的な発達を図り、もって我が国建設産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 愛知支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 移動式クレーンの災害防止等に関する調査研究及びその総合指導
- 二 クレーンによる建設事業の育成指導に関する施策の調査研究及びその推進
- 三 クレーンによる建設事業に関する行政施策に対する協力
- 四 建設揚重業構造改善計画の作成、構造改善の推進、指導等に関する事業
- 五 移動式クレーンの適正な流通施策に関する調査研究及び推進
- 六 クレーンによる建設事業に関する資料の収集及び提供
- 七 その他愛知支部の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 愛知支部の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 愛知支部の目的に賛同して入会した個人又は法人
- 二 賛助会員 愛知支部の目的事業を賛助し、又は後援する者

2 前項第1号正会員をもって民法上の社員とする。

(会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員は、毎年度の会費を前納しなければならない。ただし、理事会の承認を得て、毎月分納することができる。

(入 会)

第7条 愛知支部の会員になろうとする者は、入会金を添えて入会申込書を支部長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、入会金は本部へ納入する。

2 入会金の額は、総会において別に定める。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- 一 退会
- 二 解散又は死亡
- 三 除名

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、当該年度の会費を完納し、理由を附して、支部長に退会届を提出しなければならない。退会届が受理されたときから、会員としての資格を失う。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- 一 愛知支部の会員としての義務に違反したとき
- 二 愛知支部の名誉をき損し、又はこの定款に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の金品は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 役 員

(役員の種類及び定款)

第12条 愛知支部に次の役員を置く。

支 部 長	1名
副支部長	4名
理 事	8名以内とする
監 事	2名
顧 問	1名

(役員を選任)

第13条 支部長、副支部長及び監事は、会員のうちから総会において選任する。ただし、支部長、副支部長及び監事は、総会の承認を得て、会員外から選任することがで

きる。又、本部委員会の委員、理事については、支部長が指名、選任することができる。

2 監事は、相互に兼ねることが出来ない。

(役員職務)

第14条 支部長は、愛知支部を代表し、会務を統括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ定めた順位で、その職務を代行し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、その議決及び総会の議決に基づいて、会務の執行に当たる。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。ただし、年齢が76歳以上での再任はできない。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 76歳以上での不再任では、役員会において、第19条（名誉会長、相談役）として任ずることができる。

(役員解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により、解任することができる。

(役員補欠選任)

第17条 役員に欠員が生じたときは、第13条の規定により選任するものとする。

(役員報酬)

第18条 役員は無報酬とする。

(名誉会長、相談役)

第19条 愛知支部に、名誉会長、相談役を置くことができる。

2 相談役は、愛知支部の運営に関して助言を行う。これがため支部長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 議

(種別)

第20条 会議は、総会及び理事会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、支部長、副支部長、理事、監事、顧問で構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

一 事業計画の決定

二 事業報告の承認

三 その他愛知支部の運営に関する重要なこと

2 理事会は、理事会等に附議する議案及び理事会から委任された事項を議決する。

3 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

一 総会の議決した事項の執行に関すること

二 総会に附議すべき事項

三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2 月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の 3 分の 1 以上若しくは監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、支部長が必要と認めたとき開催する。

4 理事会は、支部長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第 24 条 会議は、支部長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、開会の日の 5 日以上前に文書で通知しなければならない。

3 前項の規定は、理事会を招集する場合について準用する。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のなかから選任する。

2 理事会の議長は、支部長これに当たる。

(定足数)

第 26 条 会議は、総会において正会員、理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決する。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のために会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 正会員又は理事の現在数
 - 三 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - 四 議決事項
 - 五 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - 六 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のなかから、その会議において選出された議事署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 愛知支部の資産は、次の各号に掲げる収入によって生じた資産をもって構成する。

- 一 会費収入
- 二 寄附金品収入
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 資産は、支部長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て支部長が定める。

(経費の支弁)

第 32 条 愛知支部の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 33 条 愛知支部の収支予算は、会計年度ごとに総会の議決を経てこれを定め、収支決算は、その年度末財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければな

らない。

(会計年度)

第34条 愛知支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において出席正会員数の3分の2以上の同意を得、主務官庁の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 愛知支部は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、出席正会員数の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、主務官庁の許可を受けて、類似の目的をもつ他の団体に寄与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 愛知支部に、愛知支部の事務を処理するための事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名をおく。
- 3 事務局長及び職員の任免は、支部長が行う。
- 4 前3号に定めるもののほか、事務局に関する事項は、支部長が行う。

第9章 雑 則

(細 則)

第38条 この定款の施行について必要な事項は、支部長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. 本定款は、国土交通大臣より、設立の許可を受けた日（昭和47年1月5日）から施行する。愛知支部は、昭和48年5月24日設立日から施行する。
2. 愛知支部の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和49年度

通常総会までとする。

3. 愛知支部の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第 21 条第 1 項及び第 32 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 愛知支部の設立当初の会計年度は、第 33 条の規定にかかわらず、設立した日から昭和 49 年 3 月 31 日までとする。

○この定款は、平成 25 年度愛知支部総会より施行する。
(第 12 条、14 条、19 条、21 条の一部改正)

○この定款は、平成 26 年度愛知支部総会より施行する
(第 15 条の一部改正)